

## 業務委員会（平成 15 年 2 月 26 日）について

以下のとおり、書面により業務委員会を開催し、御了承をいただきました。

### 1. 議 題

- ( 1 ) 株券失効制度の創設等に伴う業務規程等の一部改正について
- ( 2 ) 短期社債振替システムの稼働日について
- ( 3 ) 一般振替 D V P 対応システムの移行について
- ( 4 ) 実質株主通知制度の改善について
- ( 5 ) 委員の交代について
- ( 6 ) 既存業務小委員会等における委員会社の一部変更について

### 2. 内 容

- ( 1 ) 株券失効制度の創設等に伴う業務規程等の一部改正について

本年 4 月 1 日に施行される「商法等の一部を改正する法律」(平成 14 年法律第 44 号)により株券失効制度及び端株・単元未満株式の買増制度が創設され、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号。以下「法」という。)においても、株券喪失登録がされた株券の預託に関する取扱いや保管振替機関を通じた単元未満株式の買増制度等に関する規定の整備が図られています。当機構は、これらの制度の創設及び法の一部改正等を踏まえ、業務規程等を改正したいと考えております。

また、実質株主名簿の円滑な作成のため権利確定日の約 1 か月前に前回の実質株主報告から変動のあった実質株主を報告する照合用実質株主データについて、参加者の事務負担が大きいことや関係者間における実質株主通知制度の定着化が図られたことから、当該データの会社への提出を廃止することとし、併せて業務規程等につき、所要の整備を行いたいと考えております。

これら内容については、2 月 18 日(火)に開催いたしました既存業務小委員会において御了承いただいております。

- ( 2 ) 短期社債振替システムの稼働日等について

平成 14 年度末を稼働目標として開発を進めてきた短期社債システムは、本年 3 月 31 日(月)から稼働することといたしますので御報告いたします。

- ( 3 ) 一般振替 D V P 対応システムへの移行について

昨年 12 月 26 日及び本年 1 月 29 日開催の一般振替 D V P 小委員会において、一般振替 D V P 対応システムへの移行方式・移行時期に関する検討を行い、平成 16 年 5 月の連休明けに、決済照合システム及び口座振替システムを一括して移行する方針が確認されましたので、御報告いたします。

(4) 実質株主通知制度の改善について

昨年10月より既存業務小委員会にて審議を行ってきた実質株主通知制度の改善について、改善内容及び実施時期が決定いたしましたので、御報告いたします。

(5) 委員の交代について

次のとおり委員の交代がありましたので、御報告いたします。

(新)

山岸 正明 委員

〔 三菱信託銀行(株)  
受託財産企画部証券業務室長 〕

(旧)

慶野 淳 委員

〔 三菱信託銀行(株)  
受託財産企画部担当部長 〕

(6) 既存小委員会等における委員会の一部変更について

株式会社日本証券クリアリング機構の業務開始に伴い、既存業務小委員会、一般振替DVP小委員会及び投信小委員会の委員会社として、同社を追加することといたしたいと考えております。

議題(1)のうち、保管振替機関を通じた单元未満株式の買増請求の取次ぎに係る業務規程施行規則の一部改正案について、一部の業務委員会委員の御意見を踏まえ、当初の改正案を一部修正しました。また、発行会社又は名義書換代理人から参加者に支払われる手数料等の事務取扱いの細部が決まるまで、当該单元未満株式の買増請求に係る改正業務規程施行規則の施行を延期すべき等の御意見を一部の委員からいただきましたが、4月1日からの法律施行及び顧客の利便性等に鑑み、当該改正規定の施行を法律の施行日に合わせたいと考えており、これに向けて最大の努力をしていく旨付記したうえで、御審議いただきました。

以 上

問 合 せ 先

経営企画部

電 話 03 - 3661 - 0295

FAX 03 - 3661 - 2810